

## 行政相談の仕組み

行政相談には、さまざまな受付窓口があります。受け付けたご相談は、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、都道府県・市(区)町村(国の仕事の関係)などに対して、事実関係などの確認を行い、必要なあつせんや通知を行っています。行政機関などからの回答については、相談者にお伝えします。



相談は**無料**で**秘密**は**厳守**されます。  
お気軽にご相談ください。  
面談、手紙、FAXでの相談もできます。



出典：パンフレット「総務省の行政相談」



## 個人情報保護委員会の役割

マイナンバー法<sup>(※1)</sup>関係

指針  
評価書

## 個人情報保護委員会

- ① 個人情報保護の基本方針の策定・推進
- ② その他(国会報告・調査等)
- ③ 広報啓発
- ④ 国際協力

特定個人情報保護評価

監視・監督等

苦情 あっせん

認定・監督等<sup>(※3)</sup>

監督<sup>(※3)</sup>

苦情<sup>(※3)</sup>

あっせん等<sup>(※3)</sup>

認定個人情報保護団体

事業者

個人

個人情報保護法<sup>(※2)</sup>関係

行政機関・地方公共団体における個人情報の取扱いには、必ず「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「地方公共団体の条例」によって、それぞれ定められています。

(※1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(※2)個人情報の保護に関する法律

(※3)これらの事柄は改正個人情報保護法の全面施行の日(公布から2年以内)から開始されます。

# 消費者安全調査委員会の概要

【組織】 ○ 委員(7名・非常勤)(合議制の機関、委員は独立して職権を行使)  
○ 臨時委員、専門委員 (必要に応じて任命) } 内閣総理大臣任命

【調査対象】 「生命身体事故等」 ・生命・身体分野の消費者事故等 ~ 製品・食品・施設・役務を広く対象 (運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く)  
※法律施行前に発生した事故等も対象  
・生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する 必要性が高いもの

## 【事故等原因調査等、提言のイメージ】

端緒情報 { ・生命身体事故等の発生に関する情報  
・事故等原因調査等の申出 ~ 事故等原因調査等が必要な事案を効果的に把握  
※被害者等からの重大事故に係る申出について、事故等原因調査等の実施の有無を通知 (実施しない場合は、理由も通知)

被害者等に向き合う  
事故調査

## 事故等原因調査等

- **事故等原因調査**(自ら調査)  
必要な限度において、調査権限を行使 ~ 必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等  
【調査権限】 報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止
- **他の行政機関等による調査等の結果の評価等**  
他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見
- **情報提供**  
被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供
- **調査等の委託**(実験・分析等を委託)  
大学、民間団体の研究機関 等

※事故等原因調査等に応ずる行為や申出をしたことを理由とした不利益取扱いは禁止

## 発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について

- 内閣総理大臣に対する**勧告・意見具申**
- 関係行政機関の長に対する**意見具申**

※消費者安全調査委員会は、直接、事業者に対する勧告・命令をするものではない。

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための各種措置

### 消費者庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する**勧告・命令**(すき間事案)

### 関係省庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
  - ・所管分野の事業者に対する**勧告・命令**
- 等